

第 2 編

印西市成年後見制度利用促進基本計画

第1章 計画の策定にあたって

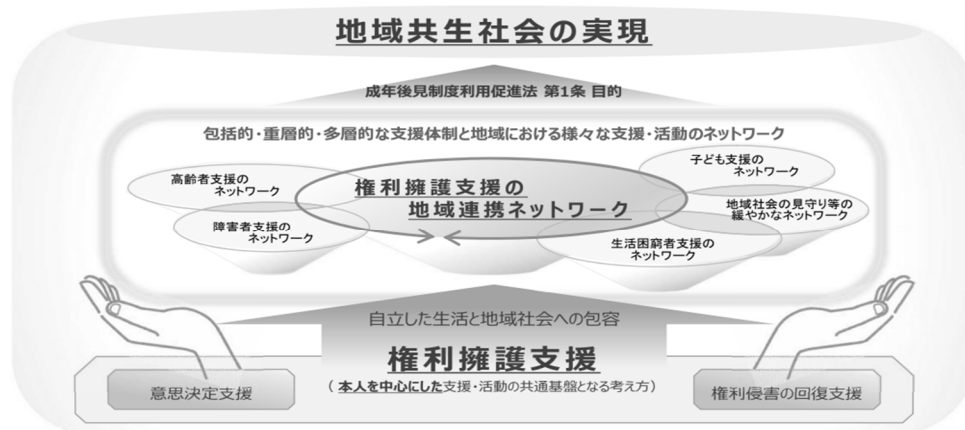
1. 成年後見制度利用促進基本計画の趣旨

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る人（「後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援・保護する制度です。

国では、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）第12条第1項に基づき、平成29年3月に成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。

令和4年3月には「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（以下「国の基本計画」という。）が閣議決定され、地域共生社会の実現という目標に向け、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進をサブタイトルとし、権利擁護支援の手段として成年後見制度を推進しています。

市町村においては、「国の基本計画」を勘案した成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定に努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援、その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとされています。



出典：厚生労働省

2. 印西市成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ

本市では、促進法第14条第1項の規定に基づく市町村計画として、権利擁護の推進をはかるため、第二期印西市成年後見制度利用促進計画（以下「本計画」という。）を策定します。

3. 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とします。

第2章 印西市の権利擁護支援を取り巻く現状と課題

本市においても高齢化社会の進展により認知症高齢者の増加や、障がいを抱える人の相談が増えており、今後、権利擁護の需要は一層高まることが予想されます。

第5次地域福祉計画策定のためのアンケートでは成年後見制度について、内容まで知っている人は22.5%で、制度名は知っているが内容は知らない人が51.7%でした。また令和5年4月に社会福祉法人印西市社会福祉協議会内に設置した市の権利擁護支援の中核機関となる印西市成年後見支援センターについては、名前も内容も知らない人が64.8%という結果でした。

国の統計によると、成年後見制度の必要性が見込める人と成年後見制度の利用者数と乖離が見られ、成年後見制度や相談先等の周知が未だ十分でないとの指摘もあります。

本市では、これらの現状を踏まえ、権利擁護支援が必要な人が相談や支援につながり、本人らしい生活が継続できるよう、制度の周知と必要な体制整備を推進していきます。

第3章 施策の取組

1. 成年後見制度の周知と啓発

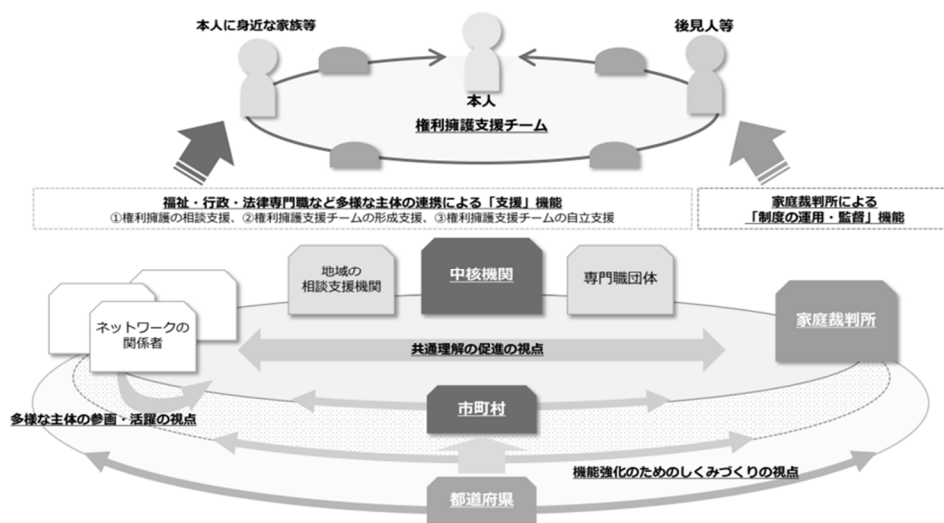
成年後見制度への啓発や理解を深めることを目的として、出前講座や講演会などの開催や、個別に相談できる相談会を定期的を開催するなど、制度等が浸透し、必要な時に利用しやすくするための取組を行います。

2. 成年後見支援センターの活動支援

中核機関であるセンターの役割を広く周知し、支援を必要とする人や支援に携わる関係者の相談窓口としての機能を強化し、保健・医療・福祉に司法も含めた様々な関係機関との連携などを通じて活動の支援を行います。

3. 支援が必要な人に寄り添った体制づくり

尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため可能な限り本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援及び身上に配慮した支援を決定することができるよう支援関係者の共有理解を深め、地域連携ネットワークの機能強化を図るとともに、権利擁護の支援体制を整えます。



出典：厚生労働省

第4章 計画の推進体制

本計画を実行性のあるものとするため、令和8年度から令和12年度を計画期間とした実施計画を策定し、計画の進捗状況を庁内関係各課において把握するとともに、「印西市成年後見制度利用促進会議」にて毎年点検・評価を行っていきます。